

# アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針の概要

令和5年6月5日  
総務部行政経営課

## 《策定趣旨》

本県におけるデジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、デジタル化の妨げとなっている一面があるアナログ的な手法（書面・対面）を前提とした規制の見直しが重要であることから、それらの規制の点検・見直しに取り組むための基本的な方針として策定。

## 《点検・見直しの位置づけ》

「福島県総合計画」「福島県行財政改革プラン」「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」において推進することとしている行政のDXの取組の中の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の一環として取り組むもの。

## 《点検・見直しの対象範囲》

県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象に点検・見直しを行う。

## 《進行管理》

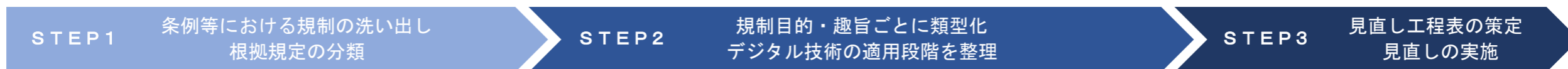
令和5年度から全庁的に洗い出し・点検を実施し、各規制の見直し工程表を策定。  
福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、毎年度進行管理を実施する。

## 《庁内の推進体制》

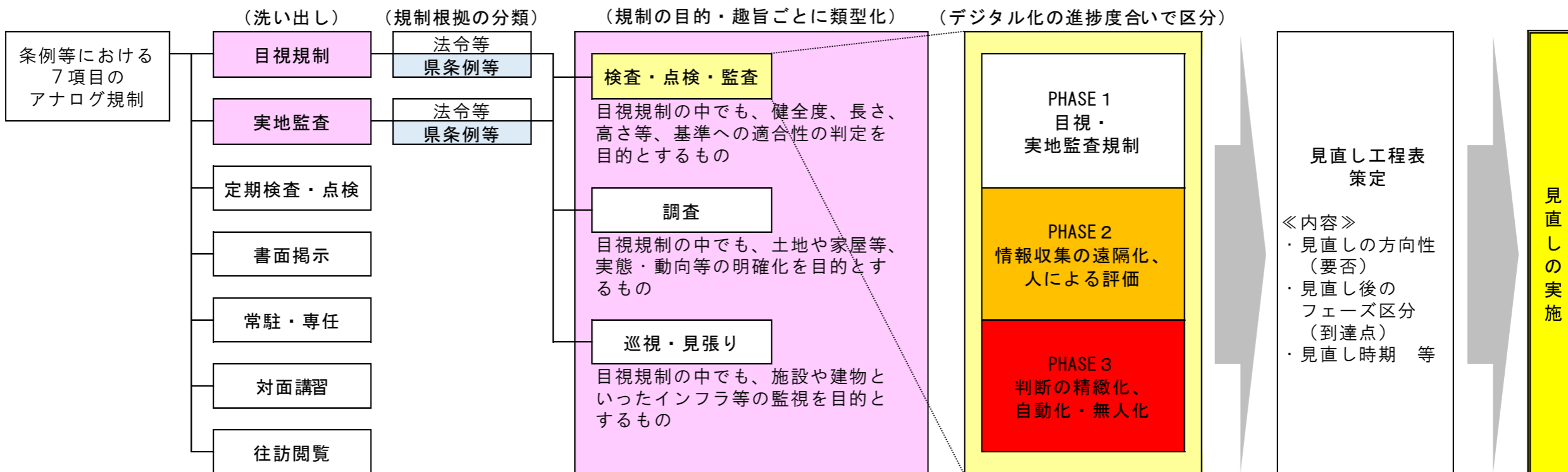
推進部門（取りまとめ）：総務部行政経営課、規制所管部門（点検・見直しの実施）：各部局等

## 点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



※ 目視、実地監査規制のイメージ



# アナログ規制（書面・対面規制）の 点検・見直し方針

## 目 次

1	はじめに	.....	1
2	点検・見直しの目的	.....	2
3	点検・見直しの位置づけ、推進体制	.....	3
4	点検・見直しの対象範囲	.....	4
5	点検・見直しの進め方	.....	5
6	類型化とフェーズの区分の考え方	.....	6
7	進行管理	.....	8
	参考資料リスト	.....	9

# 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

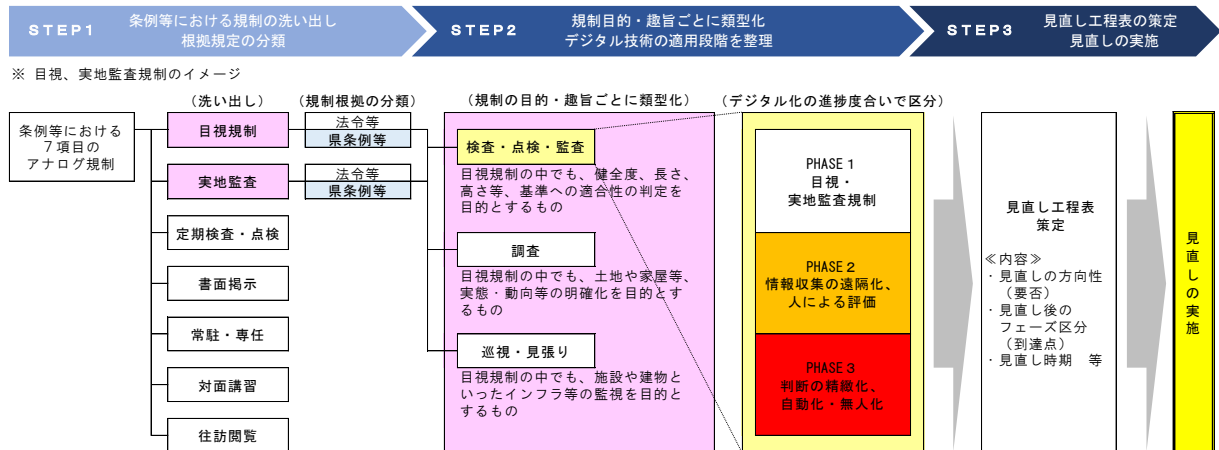
こうした問題意識から、国（デジタル臨時行政調査会）では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めているところ。

本県においても、デジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにする必要があるため、国による見直しの動きに合わせて、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本県におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

## <点検・見直しの進め方イメージ>

- 【STEP1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



## 2 点検・見直しの目的

条例等に基づく県独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、県全体のデジタル化を推進することを目的とする。

県独自のアナログ規制を見直し、県全体のデジタル化を推進することにより、企業の設備投資の促進や行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、県の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

### 【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

### 3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

#### (1) 位置づけ

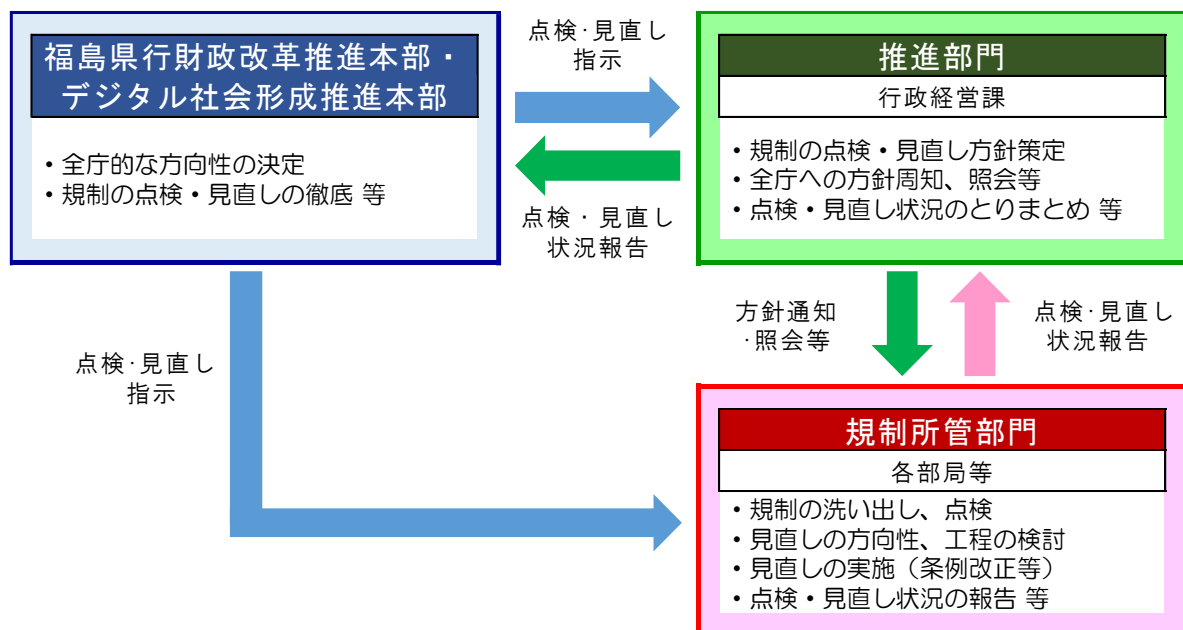
アナログ規制の点検・見直しは、「福島県総合計画」、「福島県行財政改革プラン」、「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針（以下、「DX基本方針」という。）」において推進することとしている行政のデジタル変革の取組の中の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の一環として取り組むものである。

#### (2) 推進体制

福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部会議等において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。

DX基本方針において、庁内におけるDXの企画立案や業務担当課室との調整等を担うとされている行政経営課が推進部門となり、点検・見直しの取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

#### <推進体制イメージ図>



## 4 点検・見直しの対象範囲

本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、条例等の中でも、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の点検・見直しの動向を踏まえて、必要に応じて、見直しを行うこととする。

なお、本点検・見直しの対象範囲外とする本県で定める要綱・要領等の規定については、条例等の見直しに準じて、必要な見直しを行うものとする。

### <代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

#### 【参考：代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

## 5 点検・見直しの進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出す。

### (2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか）を分類する。

#### 【規制根拠の分類の必要性】

国の法令等に基づき定める規制は、国の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、条例等に基づき定める規制は、県自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

### (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ、PHASE）に区分する。

#### 【類型化・フェーズの区分の必要性】

##### ◆ 類型化

⇒ 点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

##### ◆ フェーズの区分

⇒ IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

### (4) 規制の見直し工程表の策定

以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定。

### (5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施。

## 6 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとする。

### (1) 「目視」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

### (2) 「実地監査」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

### (3) 「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型 1	第三者検査
類型 2	自主検査
類型 3	調査・測定

PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期の検査・調査・測定の撤廃



#### (4) 「常駐・専任」規制

類型	内容
類型 1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型 2	主としてモノのチェック等のための専任
類型 3	主として人への対応のための常駐
類型 4	主として人への対応のための専任

PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

#### (5) 「対面講習」規制

類型	内容
類型 1	講習

PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

#### (6) 「書面掲示」規制

類型	内容
類型 1	公的証明書等の掲示
類型 2	公的証明書等以外の情報の掲示

PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる掲示を基本とする

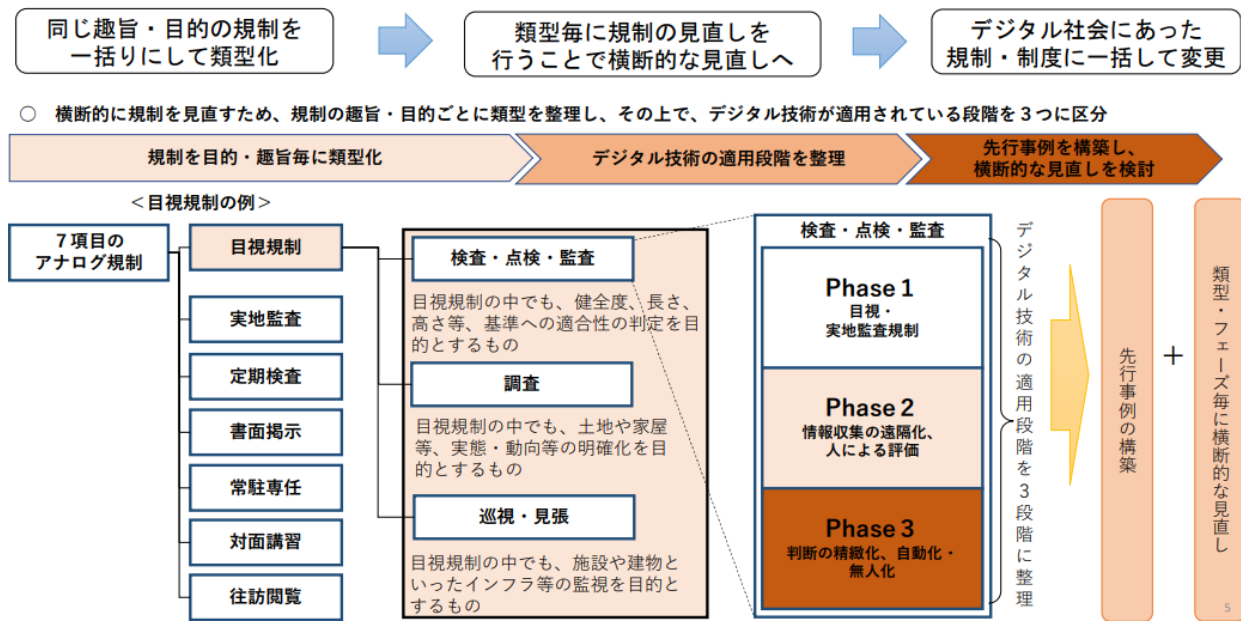
#### (7) 「往訪閲覧縦覧」規制

類型	内容
類型 1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型 2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする

【参考：国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方】



※ 出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）

## 7 進行管理

### （１）工程表の策定

令和５年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

### （２）各部局等における進行管理

各部局等は、上記（１）工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

### （３）全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、毎年度の進捗管理等を行う。

また、毎年度の進捗状況については、県のホームページ等において公表する。

## 参 考 資 料 リ ス ト

資料番号	資料名称	発出者
参考資料 1	国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について	デジタル臨時行政調査会事務局
参考資料 2	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (R4. 6. 3)	デジタル臨時行政調査会
別添 1	(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (R4. 6. 3)	
別添 2	(別表 1) 方針確定リスト (R4. 6. 3)	
別添 3	(別表 2) 継続検討リスト (R4. 6. 3)	
参考資料 3	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 1.0 版】 (R4. 11. 18)	デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局
参考資料 4	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 (R4. 12. 21)	デジタル臨時行政調査会